

平成 25 年 3 月 25 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

「家族リレー信託」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、本日より個人向け金銭信託商品「家族リレー信託」（以下、本商品）の取扱いを開始します。

高齢化の進展により、相続への備えや、老後資金対策等へのニーズを有するお客さまは増加傾向にあります。

当行では、保険商品や遺言信託等の商品・サービスを通じて、お客さまの多様なニーズに対応しておりますが、この度、お客さまの『遺すニーズ』並びに『ご自身の老後の生活資金確保』に更にきめ細かく対応する為、金銭信託の仕組みを利用した商品の取扱いを開始することといたしました。

本商品は、兼営信託金融機関として、当行が単独で、ご相談から信託契約の実行まで、お客さまにご提供させていただくものです。

本商品は、信託の仕組みを利用して、お客さまの資金を、中長期に亘り当行が保全管理させていただくものです。そのため、お客さまの『遺すニーズ』の面からは、ご家族の『将来の生活資金の確保』を支援することが可能となります。また、お客さまの『ご自身の老後の生活資金確保』の面からは、計画的な貯蓄の取り崩しが可能となります。

今後もお客さまの相続関連ニーズにお応えするため、引き続きコンサルティングサービスの品質向上を図ってまいります。

以 上

このニュースリリースは、商品の勧誘販売を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、店頭のパフレット・商品説明書・約款等の資料をご覧ください。

【ご参考①】商品概要

商品	元本補てん付き合同運用指定金銭信託「家族リレー信託」
販売対象	個人のお客さま
申込金額	1000万円以上1円単位
信託期間	5年以上25年以内（延長不可。中途解約は原則不可。）
信託財産の運用	安全性、安定性を重視した合同運用
払戻方法	申込時に、下記の方法を組み合わせたコースから、受取方法を指定 ①お客さまが生前時に定時定額で受け取る。 ②お客さまの相続発生時、お客さまが申込時に指定した推定相続人が、一時金を受け取る。 ③お客さまの相続発生時、お客さまが申込時に指定した推定相続人が、信託の残余金を定時定額または一括で受け取る。 （①②③を組み合わせたコース、①③を組み合わせたコース、②③を組み合わせたコースの3つのコースからご選択）
収益金	主として計算期日（毎年3月、9月の末日）の翌日に収益金（実績配当）を元本に組入れ（予定配当率を店頭掲示）
課税	収益金は源泉分離課税（20.315%）
手数料	申込時の取扱手数料：無 期中の管理手数料：信託報酬（運用収益から予定配当率を控除した額）を信託財産から徴収
預金保険・元本の補てん	信託の元本：預金保険制度の対象 元本の欠損：弊行が元本を補てん
取扱窓口	国内本支店窓口（SMB Cダイレクトでは取扱できません）
取扱予定日	平成25年3月25日（月）：お客さまへのご案内開始日 平成25年4月1日（月）：お申込受付開始日 平成25年4月26日（金）：当初信託開始日
その他	マル優は利用できません。

【ご参考②】家族リレー信託の受取イメージ図

